

平成30年度 第1回

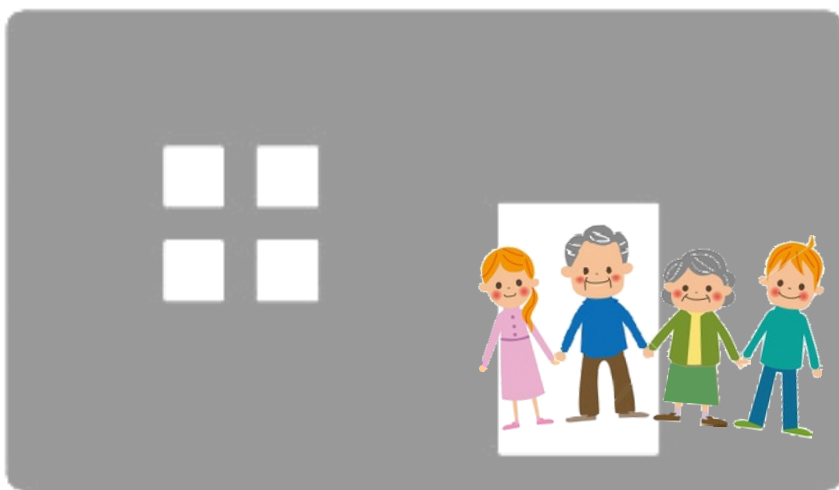
空き家所有者向け

**無料** 相談会

事前申込み不要!

空き家をどうしていいかわからない!

福祉・不動産・建築・法律の専門家が対応します



・空き家を所有していて、  
固定資産税や維持管理に  
負担がかかる…。

・取り壊すにはもったいないが、  
使う予定もない…。

こんな悩みありませんか？

大牟田市居住支援協議会では、高齢者や障害者などの住宅の確保に困っている方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市内の空き家を紹介しています。また、地域の活性化などを目的として、空き家の有効活用を図っています。

建物の現地調査も  
実施します!



(詳しくは裏面参照)

平成30年 **8月11日(土)** 10:00~12:00

会場:大牟田市総合福祉センター 大会議室

(所在地: 大牟田市瓦町9-3)

※相談会当日は、固定資産税納付通知書をご持参ください。

なお、当日ご来場できない方については、通常の開所日に電話での相談も受け付けています。

【主催】大牟田市居住支援協議会 (大牟田住みよかネット)

【問合せ】 [事務局] 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会 (担当:若松) TEL: 0944-57-2519





## 無料相談会当日の「建物の現地調査」について

住宅情報システム「住みよかネット」への住情報登録をご検討される方を対象に現地調査を行います

住みよかネットに登録する物件につきましては、固定資産税、火災保険等の相当額程度の家賃で貸していただくことが可能な住宅が対象となります。

現地調査の件数には限りがあります。**事前に申込み**をお願いいたします。また、現地調査は**遠方から参加される方**を対象としますので、本市近隣の方は別日で調整させていただきます。



住宅の内部調査



以前調査した住宅

※現地調査を伴わない相談は、事前申込み不要です。



## 空き家を放っておくと・・・

空き家を適正に管理せず、そのまま放置しておくと、老朽化が進行し、放火や犯罪の危険性が高まるほか、倒壊等により隣家や通行人に被害を与えるなど、問題が深刻化する場合があります。また、空き家には相続等のトラブルもみられ、問題が複雑化し、解決するために多くの費用や時間が必要になります。関係機関への早めの相談をおすすめします。

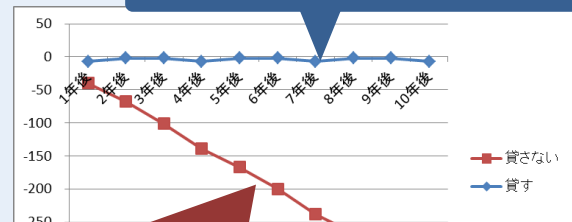


老朽化する前に、早めの対策を・・・！

### 空き家維持費シミュレーション

下のグラフは、使える空き家を固定資産税相当額程度で貸した場合と貸さない場合の維持費の負担額を累積比較した一例です。空き家を所有していると、固定資産税や除草費用などが発生します。**「空き家が地域のためになるんだったら。」****「家賃収入がなくても、維持費を減らせるなら。」**という考え方も、人口減少社会の今日においては必要な視点かもしれません。

固定資産税、火災保険等相当で貸した場合



#### 貸さない場合

- ・固定資産税: 6万円/年
  - ・除草委託費: 18万円/年 3回
  - ・旅費、ご近所への手土産: 6万円/年 2回
  - ・その他管理費(火災保険等): 6万円/年・一式
- 【合計】36万円/年の支出！！**